令和5年度食品表示懇談会取りまとめ 【要旨】

1 開催趣旨

コーデックス委員会の食品表示部会において、「食品表示情報の提供へのテクノロジーに使用に関するガイドライン」の策定に向け、議論が進んでおり、このようなデジタルツール活用にかかる国際的な議論に我が国としても能動的に対応していく必要。また、食品衛生基準行政の消費者庁への移管も控えている。

こうした状況下で、「消費者基本計画工程表」等において、合理的でシンプルかつ 分かりやすく国際整合性のある食品表示の検討を行う必要があるとされたことも踏 まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるよ うな食品表示制度の大枠の議論を行い、以下のとおり方向性がとりまとめられた。

2 今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性

(1) 諸外国との表示制度の整合性について

・ 大きな方向性としては、我が国の状況や諸外国の「包装食品表示に関するコーデックス一般規格」への対応状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、 合わせていく。

(2) 個別品目ごとの表示ルールについて

- ・ 横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の 事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討。
- ・ 表示基準がその時々の情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討。

(3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

- ・ 容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることと した場合の議論を進めていく必要。
- ・ 新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める必要。
- ・ 情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように 運用していくのか等技術的な課題についても議論。

(4)改正内容の施行時期について

・ 各改正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論。

(5) 食品表示制度の消費者への周知について

食品表示を正しく活用していただけるよう、制度の周知普及を実施。

(6) 各検討事項の議論の進め方について

・ 各検討事項については、各分野の専門家からなる議論の場(令和6年度からは デジタル活用と個別品目の表示ルールの2分科会)を設け検討。

食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール

資料2

- 〇表示の改版に伴う事業者の負担に配慮し、各改正事項について十分な経過措置期間を設けるとともに、 経過措置終了時期を極力揃える。
- Oこれにより、食品表示の改正に関する予見可能性を高めつつ、何度も改版しなくてよいようにする。

しこれにより、良品表示の改正に関する予見可能性を高めフラ、何度も改成しなくてよいようにする。			
	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度~2029(R11)年度
食品表示 懇談会	食品表示制度の中 長期的な大枠につ いての議論	分科会からの提言等を議論	各 改正 事項 につ
(国際基準との 整合性等)			
分科会① デジタル ツールの 活用		国内でのデジタルツールの活用の大きれて、コーデックスでの議論も見据えなが	144
分科会② 個別品目毎 のルール		・品目ごとに業界等からの要望を懇談会 ・具体的な改正内容の検討	において聴取がえる。

令和5年度食品表示懇談会 取りまとめ

令和6年3月 令和5年度食品表示懇談会

はじめに

食品表示法は、平成 23 年度(2011 年度)より開催された食品表示一元化検討会を経て、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(現:日本農林規格等に関する法律。以下「JAS法」という。)、健康増進法に分かれていた食品表示の規定を一元化し、平成 27 年(2015年)に施行された。その後、同検討会において食品表示法の制定とは別に検討すべき事項とされた原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度、食品添加物表示制度についても順次検討がなされ、必要な制度改正が行われ運用されてきたところである。

一方、国際的な動向としては、コーデックス委員会の食品表示部会において、デジタルツールを活用した表示の在り方についての議論等が進んでおり、このような国際的な議論に我が国としても能動的に対応していく必要が出てきている。また、国内では令和6年度(2024年度)から食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることになっている。

政府としても、「消費者基本計画工程表」等において、合理的でシンプルかつ分かりやすく国際整合性のある食品表示制度の検討を行う必要があるとしているところであり、これらを踏まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠の議論を行うべく、学識経験者、消費者、食品関連事業者等から幅広く意見を伺うための場として「令和5年度食品表示懇談会」を開催し、報告をとりまとめた。

I 食品表示制度をめぐる事情

食品表示法に基づく食品表示基準は、加工食品、生鮮食品及び添加物の表示について規定しているが、加工食品においては、生鮮食品と異なり、内容が外見上だけでは分かりにくいという特性があることから、義務表示事項を詳細に規定している。

国際的には、消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的として日本を含む 180 か国以上が加盟しているコーデックス委員会が1985年に採択した「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」(以下「包装食品表示コーデックス一般規格」という。)において、包装食品の義務的表示事項として、名称、原材料名、内容量、原産地、ロット識別、日付表示及び保存方法などが規定され、諸外国においても、包装食品表示コーデックス一般規格の動向も踏まえつつ国内の食品表示制度を設けている。

我が国の食品表示制度は、食品衛生法、JAS法等に基づく表示制度を継承した食品表示法に基づき、加工食品の義務表示事項の検討に当たって、食品の安全性確保に関わる事項を優先的に検討するとの方針で見直しを検討してきた。さらに、食品表示法の施行に合わせた栄養成分表示の義務化など、制度見直しを適宜実施してきた。そのような中においても、容器包装上の表示事項が拡大していくことに伴う表示内容の増加、複雑さや難解さ等は、事業者のコスト上昇や表示全体の見づらさにつながる要因であり、消費者にとっての見やすさを優先する観点からはできるだけ避けるべきと考えられてきた部分でもある。一方で、包装食品表示コーデックス一般規格は、消費者を誤認させたり誤った印象を与える表示をしてはならないとの原則の下、正確に情報伝達するとの考えで、使用している全ての原材料を重量順に表示しなければならないといったシンプルなルールを定めて

いると思料される。表示可能面積の制約や分かりやすさを考慮した 結果、我が国の食品表示制度は、消費者への網羅的な情報開示という 観点では、包装食品表示コーデックス一般規格やこれに準拠した諸 外国の食品表示制度に比べると情報量が少ない側面もある。

また、現在、コーデックス委員会の食品表示部会において、「食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン」の策定に向け、容器包装の義務表示事項のうち、健康や安全性に関する食品情報以外の情報については、デジタルツールの活用により代替可能とする方向で国際ルールづくりの議論が進んでいる。

II 令和5年度食品表示懇談会における議論

令和5年度食品表示懇談会における議論の概要は以下の通り。

(1) 諸外国との表示制度の整合性について

海外と国内の食品表示制度の違いを踏まえた今後の日本の食品表示制度の方向性に関する議論の中で、消費者、大規模事業者、中小零細事業者、輸出入事業者等それぞれの目線から、消費者にとっての分かりやすさや事業者の実行可能性の重要性、日本と諸外国の食品表示に関する考え方の違いについて意見が出されたが、これらを踏まえて各表示事項等を具体的にどのようにしていくのかについては、様々な観点から時間をかけて議論していく必要があるとする結論となった。

また、食物アレルギー表示については、日本と海外で明らかに制度設計の考え方が異なっており、表示制度の検討の前にまずはその考え方について国際整合を図るべきではないかとの意見もあった。

(2) 個別品目ごとの表示ルールについて

個別品目ごとの表示ルールについては、国際整合性や消費者にとっての分かりやすさという観点も踏まえ、横断的なルールに寄せていく方向で見直す必要があるとの意見が多く挙がった。一方で、個別品目ごとのルールを比較するだけでなく、なぜ違いが生まれたのかという背景、経緯や、ルールの定期的な見直しの要否についても考慮し、業界団体等の意見を聞いたうえで議論を進める必要があるという意見もあった。また、見直しに当たっては、事業者の負担軽減のため、施行時期のタイミングに配慮し、消費者への普及啓発を推進していくことが重要とされた。

(3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

デジタルツールの活用については、消費者庁において令和2年度及び3年度(2020年度及び2021年度)に実施した実証事業で明らかとなった技術的課題も踏まえ、世界的な情勢や技術の発展、食品表示の見やすさの観点や消費者への情報提供の拡充という面から検討していくべきとの意見が多かった。

一方で、各委員それぞれの立場から、システムの運用や情報開示に当たって事業者が新たに負担するコストが大きい、どの情報をデジタルで提供すべきかを整理した上で情報を出さなければ、かえって情報過多により消費者の混乱を招きかねない、といった懸念が挙げられた。また、デジタルツールの効果的な運用の観点からは、その基礎となるデータを管理するデータベースの必要性について意見があり、サプライチェーン全体を通して効率的に取り組めるよう情報の共有が行えることが重要との指摘もあった。

III 今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性

こうした議論に鑑みれば、今後、食品表示の検討を行うに当たっては、以下の事項を踏まえる必要がある。

(1) 諸外国との表示制度の整合性について

- ① 大きな方向性としては、我が国の状況や食品表示の表示に関するコーデックス一般規格への諸外国の対応状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていく。なお、個別の表示事項をどのようにしていくかについては、令和6年度(2024年度)以降に議論することとする。また、その際、表示すべき内容が拡充される可能性も踏まえ、デジタルツールの活用についても併せて検討していく。
- ② 食品添加物に関する諸外国との制度の差異については輸出の障壁となる面を持っているが、表示制度の差異のみならず各種規格基準の差異もその要因として大きいことから、食品衛生基準行政の消費者庁への移管も踏まえ、コーデックス委員会等への働きかけを含めて検討していくべきと考えられる。

(2) 個別品目ごとの表示ルールについて

① JAS法において個別品目ごとに定められていた表示ルールについては、基本的には食品表示の一元化の際に、そのまま食品表示基準に移行しており、個別品目の在り方などの議論は十分にされていない状況であった。そのため、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの

個別の事情や制定の経緯、消費者や事業者の要望等を踏まえ 検討を進める。

- ② その際、消費者にとっての分かりやすさや合理的な選択という観点から今日的にどのような意義があるのか、合理的な理由のない複雑なルールによって事業者にも負担を課していないかという視点から検討する。なお、JAS規格については5年に一度の見直しを行うこととされているように、個別品目の表示ルールについて、その時々の情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認してはどうかとの意見が出たことを踏まえ、実施の可能性について検討する。
- ③ 見直しに当たっては、JAS規格、公正競争規約、食品表示基準の基本的な性質の違いについて整理するとともに、 事業者、消費者等の意見を十分に聞いた上で、丁寧な議論 を進める。

(3) 食品表示へのデジタルツールの活用について

- ① 国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくとともに、消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進めていく。
- ② 表示可能面積や見やすさによる課題、現行の表示情報の利用実態を踏まえ、容器包装に表示すべき事項と、デジタルツールによる情報提供での代替を許容すべき事項について、コーデックス委員会におけるデジタルツールの活用の議論も踏まえ検討する。また、今後、食品表示へのデジタルツールの在り方に関する検討を行うに当たって、サプライチェーン全体を通して効率的に取り組めるよう、新たに管理すべきこととなる情報を含む、事業者が保持すべき商品情報、その情

報の管理方法や提供手段についても議論を進める。

③ 検討に当たっては、情報の管理方法や情報伝達の媒体、 デジタルツールを活用した制度をどのように運用していくの か等技術的な課題についても、議論を行う。

(4) 改正内容の施行時期について

中小零細事業者の事業活動に影響を及ぼす制度変更に伴う 負担にも配慮する必要があり、改正の検討状況と施行のロー ドマップを明らかにし、十分な周知期間を取るとともに各改 正事項の施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせる など、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議 論を進めていく。

(5) 食品表示制度の消費者への周知について

現状、消費者への食品表示制度の浸透は十分とはいえず、消費者に分かりやすい食品表示の検討を進めて行く上では、消費者が自主的かつ合理的な選択のために食品表示を正しく活用できるよう、学生への教育を含め世代に応じたアプローチで制度の周知普及を行う必要がある。

(6) 各検討事項の議論の進め方について

各検討事項の議論に際し、専門的な知識が求められることから、本懇談会の下に各分野の専門家からなる議論の場を設け、事業者の実行可能性にも十分配慮した上で検討を進める。

IV その他決定事項等

(1) 包装前面栄養表示 (FOPNL)に関する議論

包装前面栄養表示 (FOPNL)に関する議論については、栄養に関する専門的な内容も含むため、本懇談会とは別に検討の場 (「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」)を設けて議論を行う。

(2) 栄養強化目的で使用した添加物

栄養強化目的で使用した添加物については、令和元年度 (2019年度) に 開催された「食品添加物表示制度に関する 検討会」において、原則すべての加工食品に表示する方向で整理されていたが、検討にあたり消費者の意向や事業者への影響について実態調査を実施することが適当であるとされていた。上記の実態調査の結果等を踏まえ、消費者庁において「一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する」とした食品表示基準の改正案を作成し、手続を進めていくことで了承された。

令和5年度食品表示懇談会 検討経過

第1回 (令和5年10月13日)

- 1. 食品表示懇談会開催要領について
- 2. 食品表示制度を巡る事情について

第2回 (令和5年11月24日)

- 1. 諸外国との表示制度の比較について
- 2. 個別品目ごとの表示ルールについて
- 3. 1及び2を踏まえ、今後の食品表示が目指していく報告性について、中長期的な羅針盤となるような大枠を議論(2の議論は次回に持ち越し)

第3回 (令和6年1月30日)

- 1. 個別品目ごとの表示ルール
- 2. 1を踏まえ、今後の食品表示が目指していく報告性について、中長期的な羅針盤となるような大枠を議論
- 3. その他報告事項(栄養強化目的で使用した添加物の表示ついて、第6回アレルギー表示に関するアドバイザー会議)

第4回 (令和6年3月7日)

- 1. 令和5年度食品表示懇談会取りまとめ(案)について
- 食品表示懇談会の今後の進め方のタイムスケジュール (案) について
- 3. その他

令和5年度食品表示懇談会 委員名簿

阿部 絹子 公益社団法人 日本栄養士会 常務理事

伊藤 匡美 亜細亜大学 経営学部 教授

大角 亨 一般財団法人 食品産業センター 専務理事

加藤 孝治 日本大学大学院 総合社会情報研究科 教授

北口 善教 西本Wismettacホールディングス株式会社 シニアマネージャー

佐藤 秀幸 一般財団法人 日本食品分析センター 審査・認証部 副部長

しまざき まさと 島﨑 眞人 一般社団法人 日本農林規格協会 専務理事

たなか ひろゆき 田中 弘之 東京家政学院大学大学院 人間生活学研究科 教授

中澤 克典 独立行政法人日本貿易振興機構 理事

はしもと ゆたか 橋本 豊 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 調査役

廣田 浩子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ

間處 博子 株式会社生活品質科学研究所 代表取締役社長

森田 満樹 一般社団法人 Food Communication Compass 代表

◎湯川 剛一郎 一般社団法人 食品表示検定協会 理事長

(◎座長、五十音順、敬称略。役職名は2023年10月5日時点)